

○伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則

平成18年3月27日規則第8号

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保護者)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める者は、乳児、幼児、児童又は高校生等(以下「対象者」という。)の親権を行う者又は未成年後見人その他の者で現に当該対象者を監護する者とする。

一部改正[平成25年規則31号・令和5年15号]

(受給資格の認定申請等)

第4条 医療費助成の受給資格の認定を受けようとする保護者は、伊丹市子育て支援医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号。以下「認定(更新)申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、乳児として受給者証の交付を受けている者が引き続き幼児としての受給資格の認定を受けようとする場合又は幼児として受給者証の交付を受けている者が引き続き児童として受給資格の認定を受けようとする場合において、認定(更新)申請書に記載すべき事項を公簿書によって確認することができるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

2 医療費助成の受給資格の更新認定を受けようとする者は、市長に認定(更新)申請書を提出しなければならない。ただし、市長は、認定(更新)申請書に記載すべき事項を公簿書によって確認することができるときは、申請を待たずに更新することができる。

一部改正[平成30年規則36号・59号・令和5年15号]

(受給者証等の交付)

第5条 条例第5条第1項の規定による通知は、受給資格を認定した場合にあっては伊丹市子育て支援医療費受給資格認定書(様式第2号)により、受給資格を認定することが不相当と認められた場合にあっては伊丹市子育て支援医療費受給資格認定申請却下通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第5条第2項に規定する受給者証は、乳幼児等医療費受給者証(様式第4号)、こども医療費受給者証(様式第4号の2)及び高校生等入院医療費受給者証(様式第4号の3)とする。

一部改正[平成19年規則33号・25年31号・令和5年15号]

(保護者への支払による助成)

第6条 条例第9条第4項の規定により市長が対象保護者(条例第5条第1項の規定による認定を受けた保護者をいう。以下同じ。)に支払うことによって医療費の助成を行うことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 医療保険各法(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)を除く。)の規定により対象者に係る家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給を受けた場合

(2) 医療保険各法の規定により対象者に係る保険外併用療養費、療養費(特別療養費を含む。)又は訪問看護療養費の支給を受けた場合

(3) 国民健康保険法の規定により一部負担金の減額を受けた場合

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

2 対象保護者は、条例第9条第1項ただし書又は第4項の規定により医療費の助成を受けようとするときは、伊丹市子育て支援医療助成費支給申請書(様式第5号。以下「支給申請書」という。)に医療担当者の発行する領収書その他の医療に関し支払った額を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された支給申請書の審査により、医療費を助成することが適当又は不相当と認められた場合は、伊丹市子育て支援医療助成費支給申請承認・却下通知書(様式第6号)により通知するものとする。

一部改正[平成19年規則33号・20年47号・25年31号・令和3年38号・4年34号・5年15号]

(届出等)

第7条 対象保護者は、条例第10条第1項第1号若しくは第2号に該当するとき又は第4条第1項若しくは第2項の規定により提出した認定(更新)申請書の記載事項に変更があったときは、住所等変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 対象保護者は、条例第10条第1項第3号に定めるとき又は受給者証の再交付を受けようとするときは、受給者証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

一部改正[平成19年規則33号・25年31号・令和4年34号・5年15号]

付 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第33号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項並びに様式第2号及び様式第4号の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成20年10月17日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市老人等医療費の助成に関する条例施行規則様式第4号の改正規定及び第2条中伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例

施行規則様式第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年3月30日規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第12号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市老人等医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号の改正規定及び第2条中伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年6月25日規則第31号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月26日規則第66号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第4号、様式第4号の2、様式第7号及び様式第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年12月28日規則第84号)

この規則は、平成29年1月4日から施行する。

付 則(平成29年7月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年12月25日規則第70号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(平成30年6月29日規則第36号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

付 則(平成30年12月25日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年7月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年1月9日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年3月26日規則第38号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第10条の改正規定(訪問看護療養費(家族訪問看護療養費を含む。))の支給に係る部分を除く。、様式第1号、様式第3号の2、様式第4号、様式第6号及び様式第7号の改正規定並びに第2条中伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例施行規則第9条の改正規定(訪問看護療養費(家族訪問看護療養費を含む。))の支給に係る部分を除く。、様式第1号、様式第2号、様式第4号の3、様式第5号、様式第7号及び様式第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年3月31日規則第34号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

付 則(令和5年3月31日規則第15号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号

第 号
年 月 日

(受給者番号)
様

伊丹市長 印

伊丹市子育て支援医療費受給資格認定書

年 月 日付で申請のありました伊丹市子育て支援医療費受給資格認定申請につきまして、下記のとおり受給資格を認定いたしましたので通知します。

記

1 対象者

2 助成の期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 注 意 他の法令、要綱により医療費の支給を受けることができる場合は、当該支給を

受ける額については、助成を受けることは出来ません。

一部改正〔平成19年規則33号・令和3年38号〕

様式第3号

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

印

伊丹市子育て支援医療費受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました伊丹市子育て支援医療費受給資格認定申請につきましては、受給資格の認定をすることができませんので通知します。

(却下理由)

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

一部改正〔平成28年規則38号〕

様式第4号

 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">乳幼児等医療費受給者証</div>								
		負担者番号						
受給者番号								
受給者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年		月		日
一部負担金	外来	円						
	入院	円						
有効期間		年		月		日から	日	日まで
交付年月日				年		月		日
発行機関名及び印	兵庫県伊丹市長							

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

ご 注 意	
1	この証は、受給者以外は使えません。
2	この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証ですから、大切に保持してください。
3	保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を窓口にならず提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示して下さい。
4	市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。
5	氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出てください。
6	この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7	有効期限を経過したときは、この証を使用することはできません。
8	健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代（差額ベッド代）・食事代（食事療養標準負担額）、薬のビン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料等保険外診療分は自己負担となります。
9	自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等、他の公費により医療費の助成を受けることができるときは、この証は使えません。
10	学校管理下において生じたケガ等、災害共済給付の対象となる場合は、この証は使えません。

一部改正〔平成19年規則33号・25年31号・26年66号・29年70号・令和元年11号・3年38号・4年34号〕

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;"> こども医療費受給者証 </div>		
負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
一部負担金	外来	円
	入院	円
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
交付年月日	年 月 日	
発行機関名及び印	兵庫県伊丹市長 印	

この証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。

ご 注 意

- 1 この証は、受給者以外は使えません。
- 2 この証は、兵庫県内の保険医療機関等において、保険診療で受診する際使用する証です。大切に保持してください。
- 3 保険医療機関等において診療、薬剤の支給等を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えて、この証を窓口にならず提示してください。なお、入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示して下さい。
- 4 市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、速やかにこの証を市長に返還してください。
- 5 氏名、住所、加入している医療保険等に変更があった場合は、速やかにこの証を添えて市長に届け出て下さい。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできません。
- 8 健康診断料、予防注射料、入院の場合の部屋代（差額ベッド代）・食事代（食事療養標準負担額）、薬のピン代、往診の場合の負担金、診断書料、証明書料等保険外診療分は自己負担となります。
- 9 自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病等、他の公費により医療費の助成を受けることができるときは、この証は使えません。
- 10 学校管理下において生じたケガ等、災害共済給付の対象となる場合は、この証は使えません。

追加〔平成25年規則31号〕、一部改正〔平成26年規則66号・29年70号・令和元年11号・3年38号・4年34号〕

様式第4号の3

高校生等入院医療費受給者証								
受給者番号								
受給者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日			年		月		日
有効期間		年		月		日	から	
		年		月		日	まで	
交付年月日			年		月		日	
発行機関名及び印	兵庫県伊丹市長							印

追加〔令和5年規則15号〕

様式第5号

伊丹市子育て支援医療助成費支給申請書

医療の種類	子育て支援医療			対象者氏名			
受給者番号				生年月日			
受給資格開始日				受給資格終了日			
被保険者証 記号番号				保険種別			
				保険者名			
				保険加入日			
助成費 振込口座				<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 営業部 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> （ ）		
口座種別 口座番号	(普 ・ 当 ・ 貯)			フリガナ			
				口座名義人			
申請の理由	県外受診	国保組合	高額	一般診療	治療用装具	鍼・灸	マッサージ
	証交付前	年 月 日				柔道整復	その他
合計支給額	円		入院 外来				

※診療を受けた医療機関の領収書を添付してください。

上記により医療費の助成を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

(続柄)

電 話 番 号

伊丹市長 様

全部改正〔平成28年規則84号〕、一部改正〔令和3年規則38号〕

様式第6号

伊丹市子育て支援医療助成費支給申請承認・却下通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

印

年 月 日付で申請のありました伊丹市子育て支援医療助成費支給申請につきましては、医療費助成の支給をすることを承認・却下しましたので通知します。

(却下理由)

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

一部改正〔平成28年規則38号〕

様式第7号

住所等変更届

医療の種別	子育て支援医療	
	変更前	変更後
(フリガナ)		
氏名		
生年月日		
住所		
送付先住所		
医療保険の 加入状況	(被保険者、組合員または世帯主の氏名)	(被保険者、組合員または世帯主の氏名)
	(被保険者、組合員または世帯主の住所)	(被保険者、組合員または世帯主の住所)
	(被保険者、組合員または世帯主の記号番号)	(被保険者、組合員または世帯主の記号番号)
	(保険区分)	(保険区分)
	(保険者の名称) (保険者番号)	(保険者の名称) (保険者番号)
	(保険者の住所地)	(保険者の住所地)
保護者		
備考		上記の事由発生年月日 (. .)
上記のとおり関係書類を添えて届け出ます。 年 月 日 住所 氏名 (続柄) 電話番号 伊丹市長 様		

- 保険変更
- 住所変更
- 氏名変更
- 保護者変更
- 送付先変更
- その他

全部改正〔平成28年規則84号〕、一部改正〔令和3年規則38号〕

受給者証再交付申請書

医療の種別		子育て支援医療
対象者	受給者番号	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()	
上記の理由により、受給者証の再交付を申請します。		
年 月 日		
住所		
氏名 (続柄)		
電話番号		
伊丹市長 様		

全部改正〔平成28年規則84号〕、一部改正〔令和3年規則38号〕